

# 岡山市区づくり推進事業新型コロナウイルス感染症

## 防止対策経費 Q&A

### 感染症防止対策経費の内容について

Q1 補助金を上乗せする目的は何ですか。

A1 新型コロナウイルス感染症防止対策と区づくり推進事業の両立に向けては、国から示された「イベント開催制限等」に基づき、感染症防止対策を徹底していただくことが必要になります。このため、令和4年度の、岡山市区づくり推進事業において、準備会議、イベント（活動）等を実施する場合に、新型コロナウイルス感染症防止対策に関して必要となる経費（以下「コロナ対策経費」という。）を上乗せし補助するものです。

Q2 補助対象となるものはどのようなものですか。

A2 概ね次の①～②に必要となる経費です。

①会議会場やイベント会場での感染症防止対策に要する経費

(例) 体温計（非接触型温度計含む）、アルコール消毒薬、除菌シート、マスク、手洗い石鹸（液体、泡含む）、フェイスシールド、アクリル板、ビニール手袋、透明ビニールシート、フロアーマーカー、ペーパータオル等の消耗品

※送料、代引き、振込手数料といった購入に係る費用も対象とします。

感染症防止対策にかかる機材（サーモグラフィー、サーキュレーター等）のリース料

※備品（単価が3万円以上の物品をいう。）の購入費は補助対象となりません。

②イベント等の参加者・観客の削減等のための代替手法等に要する経費

(例) インターネット等を介した映像中継、映像配信等に要する機材のリース料等

※パソコンやプリンター、タブレット端末や液晶モニターなど汎用的に使用できるものや他への転用が想定される場合は補助対象となりません。

Q3 補助金はいくら上乗せされますか。

A3 1団体あたり10万円（補助率10/10）を上限とします。コロナ対策経費が

10万円を超えない場合はその額を上限に、10万円を超える場合は10万円を上限に区づくり推進事業補助金に上乗せをします。

(コロナ対策経費が10万円を超える場合、超えた部分をコロナ対策経費以外の従来の補助対象経費(1/2)に含めて申請することができます。)

### 例1

消耗品A(非接触型体温計7本)をコロナ対策経費(補助率10/10)として、消耗品B(消毒用アルコール30ℓ)をそれ以外の補助対象経費(補助率1/2)の消耗品費として分けて申請することは可能です。(※1つの領収書(レシート)でも可)

	経費	補助額
消耗品A(非接触型体温計@15,000×7本)	105,000円	100,000円(上限)
消耗品B(消毒用アルコール30ℓ)	30,000円	15,000円

### 例2

1つの物品(15,000円)を、コロナ対策経費(補助率10/10)として10,000円、それ以外の補助対象経費(補助率1/2)として5,000円に分けるなど、補助区分をまたいでの申請はできません。

消耗品C(非接触型体温計1本) 15,000円

~~✕~~  
消耗品Cの一部 10,000円 } 1つの物品  
消耗品Cの一部 5,000円 }

※補助金額の算出にあたっては、コロナ対策経費とそれ以外の補助対象経費を小計し、それぞれに補助率を乗じ、合算した後に100円未満を切り捨てます。

別紙 申込書記入例・報告書記入例(収支予算書・収支決算書)参照

Q4 補助対象期間(購入等の期間)はいつからいつまでですか。

A4 令和4年度区づくり推進事業の開始日から事業完了日(最長、当該年度の年度末〔3月31日〕)までを対象期間(新型コロナウイルス感染症防止対策品の購入等の期間)とします。期間内に注文(契約)、納品、支払が完了していることが必要です。対象期間内に納品されなかったり、支払いが行えなかったりした場合は補助対象とはなりませんので注意してください。

※令和4年度区づくり推進事業の開始日

- ・地域交流部門(身近・広域): 事業決定日または主要事業実施予定日の90日前
- ・地域活動部門: 事業決定日

Q5 補助金の申込みはいつ、どのようにすればいいですか。

A5 令和4年度の区づくり推進事業の申込み（令和3年12月1日～令和4年1月20日）に併せて行っていただく必要があります。

※申込みに必要な書類、手続きの流れ等については、「岡山市区づくり推進事業申込みの手引き」に記載してありますのでご確認ください。

Q6 他の補助金制度を活用する経費を、この補助金にも重複して申請することはできますか。

A6 複数の補助金等を申請することはできません。

## 対象経費等について

Q7 計画していたイベントが、感染拡大等によりやむなく中止になった場合、感染症防止対策にかかった経費は補助対象経費となりますか？

A7 イベント当日のために購入していた物品等の経費も対象となります。

Q8 空気清浄機（HEPA フィルタろ過式）は補助対象経費になりますか。

A8 備品（単価が3万円以上の物品をいう。）の購入は補助対象となりません。ただし、リースする場合は補助対象経費とします。

Q9 感染症防止対策用品を自作するための材料は補助対象になりますか。

A9 補助対象となります。その場合は領収書やレシートに「○○○を製作するため」などと用途を明記しておいてください。

Q10 どんなリース料が対象となりますか。

A10 感染症防止対策を行うために必要な物品をリースするための経費が対象となります。ただし、パソコンやプリンター、タブレット端末や液晶モニターなど汎用的に使用できるものや、他の用途への転用が想定される場合は対象となりませんので、判断しかねる場合は、事前にご相談ください。

※リース料の内訳に物品本体及び関連付属設備の設置費等が含まれていれば補助対象経費とします。

Q11 インターネットやキャッシュレス決済で購入した物品も補助対象経費になりますか。

A11 対象になります。領収書またはレシート（ウェブからのプリントアウト可）が必要となります。ただし、領収書の発行がない場合は、購入履歴のコピー等、購入した対象物品を確認できる支出の事実を証する書類を添付してください。

Q12 領収書に〇〇他一式としか記載されていませんが、どうしたらいいですか。

A12 実績報告時に添付する書類「収支決算書」の内容欄に品名を記入していただくか、事業報告書記入例P7のイメージ図を参考に領収書の余白に内訳明細が分かるよう補筆するなどしてください。

Q13 補助対象とならない経費がまざったレシートはどうしたらいいですか。

A13 補助対象となる箇所に印をつける等、分かりやすく示して添付してください。

## その他について

Q14 様式をホームページからダウンロードして作成することはできますか。

A14 岡山市のホームページから様式をダウンロードしてください。